

十九 二一	八 七 六 五 四	三 二 一	条件 平成 件等 令第 国債 省告 示第 百二 十 五 号			
の経利行 払過価 込利子率 み子格日	發行 替額 額金 面金 位金額	振額最 低込面 額金 額法	用振の法 等替條 項及の の適	發行 行方 方法	名稱 及び 根拠 そ拠記	平成 二十六年 と三月 四月 月十日 八日 告示に 示する に發行 し。財務 大會回 法律計 に關す る法律 （二年） （第三 百三十 号）
(+) 年額平す額の振 額 ○ 面成るの記替 に各・金二。整載法 に募一額十 加え集パ百六 、取一円年 次扱セに三月 の機ンつ十 算関トき十 式は百日 に、円 より払 り込 算金	五十 円億金よ 千額る扱 三で発機 十七行 万十 三億 千三 三百 百三十 円四十 万円	い募振の 面に集替 機用「振 機は受け 日本銀行 による募 募集する。 の取扱	五七額 十万面 金によ る扱機 三で發 行日本 による 三百三 百三十 円四十 万円	以律債 下へ平成 「振替 機は受 けるも のとし とす。 の規定	社債 債券（ 株式等 の振替 法」とい う。）の に關す る法律 （第三 百三十 号）。	特十利 年別七付 法会回 法律計 に關す る法律 （二年） （第三 百三十 号）。

十
八
十
七
十
六
五

払
込
期
日
払
場
所
支
元
利
金
額
償
還
金
限

平
成
二
十
六
年
三
月
十
日
日
本
銀
行
百
円
に
つ
き
百
円
額
成
金
額
十
八
年
二
月
十
五
日
利
子
を
支
払
う
。